平成25年5月27日

## 特定治療支援事業の見直しに当たって(意見)

政策研究大学院大学 島崎 謙治

第2回検討会に出席できませんので、下記のとおり書面にて意見を申し述べます。これは第1回検討会で発言したことと重複する部分がありますが、何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

- 1. 国民は一人ひとり人格的に自律した存在であり、自分にかかわる事がらについては、 国家や他人から干渉を受けずに自らの意思で決定できる権利(自己決定権)を有して います。これは、憲法 13 条(個人の尊重・幸福追求権)を持ち出すまでもなく当然 のことです。
  - ※ 憲法 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する 国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の 尊重を必要とする」
- 2. 各人がある判断・選択を行うには正確な情報が必要です。「国家や他人から干渉を受けずに自らの意思で決定できる」ということは、国が正確な情報を適切に伝達することと矛盾しません。妊娠や出産、不妊等についていえば、高年齢での出産は若い方と比較してリスクが高くなること、高年齢になるほど妊娠・出産の可能性が低くなることなどにつき、国が正確な情報を国民にわかりやすく伝えることは非常に大切なことだと思います。
- 3. 体外受精などの費用を助成する特定治療支援事業については、公費を財源とした事業であり、そのことを踏まえた適切な運用を確保するため、所要の見直しが求められることは理解できます。実際、これまでも、特定治療支援事業がより適切なものとなるよう、所得制限額、回数や金額等について一定の基準が設けられるとともに、適宜見直しが行われてきました。今回の見直しも基本的にはそれと同じであると思います。

- 4. ただし、妊娠や出産は極めて私的な領域であることから、基本的に国民一人ひとりの判断・選択が尊重されるべきであり、国が私人の自由な選択に介入することが許されないことはもとより、そのような印象を与えないよう配慮する必要があります。たとえば、今回の特定治療支援事業の見直しに当たっては、助成対象に一定の年齢制限を設けることの是非も論点に上がっていますが、仮に年齢制限を設けるにしても、それは特定治療支援事業のあり方の枠内の問題であって、高年齢で出産することは許されないといった受け止め方がなされないよう丁寧な説明を行うことが必要だと思います。
- 5. また、事業の見直しに当たっては、助成対象範囲の見直しだけではなく、不妊治療を受ける方々の視点に立って、支援の充実や不妊治療の質の維持・向上のための方策についても検討する必要があると考えます。

以上